

いわき観光情報ナビゲーター「フラおじさん」着ぐるみの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いわき観光情報ナビゲーター「フラおじさん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申請)

第2条 着ぐるみを使用するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し、いわき市長（以下「市長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、いわき市が主催するイベント等で使用する場合を除く。

2 前項の申請書は、使用期間初日前3月から使用期間初日前10日までの期間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

(貸与の許可)

第3条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) いわき市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 個人的な行事等で使用しようとするとき。
- (6) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが利用しようとするとき。
- (7) その他、市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。

(使用期間)

第4条 着ぐるみの使用期間は、原則として5日間以内とする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 他人に転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。

(5) その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消)

第7条 使用許可を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用許可を受けた者の責任と負担により、修理又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規程に関わらず、市長が、着ぐるみの修理又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用許可を受けた者が被った被害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。